

# いじめ防止基本方針

## 宇都宮大学共同教育学部附属特別支援学校

本校では、全ての教職員が、「いじめはどの児童生徒にも起こりうる」「いじめは決して許されない行為である」との認識の下、児童生徒の尊厳を守りながら、いじめのない学校づくりに向けて学校組織をあげて取り組みます。

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）が施行されたことを受け、第13条※の規定に基づき、児童生徒がこれまで以上に、楽しく、安心して学校生活を送ることができるよう、本校におけるいじめの未然防止、いじめの早期発見及び早期解決の対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針を策定し、いじめ防止に努めていきます。

（※法第13条）

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

### 1 組織的な対応に向けて

- (1) 「いじめ防止対策委員会」を組織し、様々な教育活動を通し未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、早期解決に向け組織的に対応します。
- (2) いじめに関する校内研修を年間計画に位置付けて実施し、全ての教職員の共通理解を図るとともに、具体的対応力の向上を図ります。

### 2 いじめの未然防止に向けて

- (1) 教育活動全体を通して、児童生徒に「いじめを許さない心」や「いじめを起こさない力」を育成するとともに、思いやりや助け合い、規範意識等の心を育て、望ましい人間関係を築く力の育成を図ります。
- (2) インターネットのもつ利便性と危険性を理解させながら、スマートフォンや携帯電話などの情報機器の適切な使い方について指導します。
- (3) 教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないように、教職員の人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払います。

### 3 いじめの早期発見に向けて

- (1) 児童生徒の行動を注視し、声に耳を傾け、児童生徒の些細な変化を見逃さないようにします。
- (2) 児童生徒だけで過ごす場面がないように、休み時間等も教職員の見守り体制を継続します。
- (3) 日頃から児童生徒との信頼関係を深め、児童生徒のいじめを相談しやすい体制を整えます。また、定期的なアンケートや個人面談等を実施します。
- (4) 保護者との信頼関係を深め、保護者との情報共有に努めます。

### 4 いじめの早期解決に向けて

- (1) いじめを把握した場合には、事実確認を正確かつ迅速、組織的に行い、いじめを受けた児童生徒の安全確保を図ります。
- (2) いじめを受けた児童生徒・保護者への親身な支援と、いじめを行った児童生徒への背景等を十分理解した上での毅然とした指導、その保護者への助言などを継続的に行います。
- (3) いじめを見ていた児童生徒に対しては、自分の問題として捉えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を育成します。
- (4) 解決した後も、いじめられた児童生徒、いじめた児童生徒の双方を継続的に指導・助言し、良好な人間関係の構築に努めます。
- (5) 必要に応じて、警察や児童相談所等、関係機関との連携を図ります。